

資料 6

環境保健部の諸問題について

平成 24 年 4 月 25 日 (水)
環境省環境保健部

目次

水俣病対策の現状について	1
石綿健康被害救済制度に係る検討状況について . . .	6
化学物質対策について	7
1. 改正化学物質審査規制法に基づく対応に ついて	
2. 子どもの健康と環境に関する全国調査（エ コチル調査）について	
3. 水銀に関する条約の制定に向けた対応につ いて	

水俣病対策の現状について

1. 水俣病問題への取組の現状について

① 水俣病被害者救済特措法の「救済措置の方針」に基づく救済

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成22年4月16日閣議決定）」に基づき、平成22年5月1日から申請受付を開始したところですが、救済措置の申請受付期限を平成24年7月末までと定め、平成24年2月3日に公表しました。

※救済措置の方針に基づく申請者数（平成24年3月末現在）

救済措置申請者数	36,238名	
切替申請者数	16,824名	計53,062名

② 水俣病問題の解決に向けた今後の取組について

救済措置の申請受付期限を定めるにあたり、7月末までに、周知広報を徹底して行うため、別紙のとおり、「今後の周知広報について」を取りまとめました。さらに、国としては、引き続き水俣病問題に真剣に取り組むこととし、別紙のとおり「水俣病問題も向けた当面の取組について」を取りまとめ、関係地方公共団体や関係事業者と協力して、様々な施策を講ずることとしております。

2. 公健法に基づく認定申請者数等の状況について（平成24年2月末現在）

① 最高裁判決後の公健法認定申請者数（未処分者数）

360件

② 関係県市の認定審査会の審査状況

- ・熊本県 19年3月に再開後、19年5月・7月、21年2月・6月・7月・10月11月、22年2月・5月・11月、23年2月・5月・10月、24年2月に開催
- ・鹿児島県 20年12月に再開後、22年12月、23年7月・11月、24年2月に開催
- ・新潟県・市 19年3月に再開後、19年12月、20年12月、21年4月、22年3月、23年12月に開催

③ 現在継続している訴訟の状況

19年4月提訴 新潟水俣病第3次訴訟(原告)16人※24年4月現在では10人
(被告)国・新潟県・昭和電工

19年10月提訴 水俣病被害者互助会訴訟(原告)9人(被告)国・熊本県・チッソ

※ この他、水俣病認定申請棄却処分取消訴訟が2件提訴されている。

- ・瀧上訴訟 平成24年2月27日 高裁判決 熊本県敗訴(熊本県上告中)
- ・溝口訴訟 平成24年4月12日 高裁判決 熊本県勝訴

今後の周知広報について

平成24年2月
環境省

1. 背景・趣旨

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(以下「特措法」といいます。)に基づく救済措置の制度や申請に関する情報は平成22年5月の申請受付開始から国及び関係自治体において、県内外での説明会をはじめ、チラシ配布や医療機関でのポスター貼付、テレビやラジオ等のメディアを使ったお知らせや県人会広報誌への掲載など実施してまいりました。

しかし、平成23年末以降に実施した被害者関係団体との意見交換において、これまで行ってきた周知広報についての御意見や今後のあり方に関して様々な御提案を頂いたところです。

環境省では、それらの御提案等を踏まえ、関係自治体や関係事業者などと連携して、特措法の申請受付期限である平成24年7月31日までの間、以下のように周知広報に努めてまいります。

2. 今後実施する主な周知広報

(※今後関係者と詳細を検討するため執行段階で変更があり得ます。)

(1) 政府広報及び関係自治体による広報

政府広報を使ったインターネットテレビやラジオ、新聞広告等で全国へ配信します。

また、環境省地方環境事務所所在地での駅前や環境省のイベントを活用した場でのチラシ配布等を実施する他、関係自治体によるチラシ配布、広報誌への掲載への働きかけを行います。

(2) 環境省ホームページ

環境大臣による期限設定に関する記者会見の様態を掲載します。併せて、発表時の資料(「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」等)を掲載します。

(3) 民間診断書作成のための検診体制の支援について(熊本県・新潟県)

個別の事情により医療機関を受診することに抵抗がある方がいらっしゃるなどのお声に配慮し、民間診断書作成のための検診体制についての支援を図れるよう関係自治体と相談し、今後の申請状況を勘案しながら進めていきます。

(4) 各種メディア等の媒体を活用

新聞やテレビ等の各放送局と調整しながら進めていきます。

(5) 医療機関からのお知らせ

環境省から日本医師会を通じて、全国の医療機関に対し、特措法の期限及び制度についてのご案内をお願いすることとしております。過去にメチル水銀の影響で健康に不安をお持ちの方は、医療機関へご相談下さい。

(6) 説明会の実施

環境省は関係県と協力して、関係県内及び県外(東京・大阪・名古屋・博多)において、制度に関する説明会や期限についてご案内を行います。当面の予定は以下のとおりです。

<2月4日(土)東京・福岡、2月5日(日)名古屋・大阪、3月11日(日)東京>

(7) 既に特措法へ申請された方へのアンケート調査

既に特措法へ申請された方に対し、申請を何で知ったのかアンケート調査を実施します。

(8) チッソ・昭和電工等原因企業による呼び掛け

特措法の制度、申請受付期限に関する情報等を関係事業者の社内報等でお知らせします。

水俣病問題の解決に向けた当面の取組について

平成24年2月3日
環 境 省

水俣病問題については、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」といいます。）、平成7年の政治解決、平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判決を踏まえた水俣病対策等に基づき、各種対策が講じられてきたところですが、さらに平成21年7月に、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」といいます。）が制定され、平成22年5月から、同法及び同法を受けた水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（以下「救済措置の方針」といいます。）に基づく救済措置の申請の受付を開始したところです。

また、平成23年3月には、特措法を受け入れた団体とチッソ株式会社の間で紛争終結の協定が締結され、ほぼ同時に、国家賠償請求訴訟を提起していた団体とも、各地の裁判所で和解が成立し、水俣病被害者の救済にあたっての大きな節目となりました。

今般、救済措置の方針に基づき、救済措置の申請の受付時期を平成24年7月31日までと定めるに当たり、国としては、引き続き水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、関係地方公共団体や関係事業者と協力して、以下の施策を講ずるものとします。

1 水俣病に関する健康調査

① 健康不安者へのフォローアップ事業の立ち上げ

過去に相当の期間、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、あるいは、新潟県においては阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える方について、健康診査等を実施し、その推移をモニタリングする事業を、平成23年度中に開始します。

② メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究の推進

関係者の協力や参加の下、毛髪中水銀値等の過去のメチル水銀ばく露データを持っている方等について、水銀値及び健康影響との関係を分析

するための手法の開発に関する環境省としての考え方を示し、平成24年度から、専門家による手法開発の検討を進めていきます。その成果は、健康影響の経年的な変化の把握のみでなく、治療法の開発に関する研究にも役立つことが期待されます。

③ 治療に関する調査研究の推進

水俣病の症状の一つとしてみられる感覚障害などの症状について、水俣病被害者等関係者の協力を得た治療方法の開発などを、引き続き進めていきます。

2 医療・福祉施策の充実

高齢化が進む胎児性患者とその御家族の方など関係の方々が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、国、関係地方公共団体、関係事業者及び公益団体などの協力の下、必要な通所やショートステイ等の在宅支援サービス、地域の医療との連携などの医療・福祉施策について引き続き進めていくこととします。具体的には、胎児性患者等の地域生活を支援する施設の整備・改修及び運営への支援事業への補助、在宅の方への訪問事業や外出支援事業への補助を行うことに加え、神経症状の緩和や運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーション等モデル事業（5箇所）などを行います。

3 地域の再生・融和（もやい直し）の推進

① 環境モデル都市としての取組・その他の地域振興の推進

新たに平成24年度から開始する環境首都水俣創造事業等を活用し、現在水俣市で実施されている、市民・行政・専門家協働の円卓会議の議論を踏まえた各種事業や、水俣病発生地域を縦断する肥薩おれんじ鉄道の魅力・利便性向上等による観光振興を支援します。また、みなまた環境大学構想の具体化に向けた検討への協力を進めていきます。

② 地域の絆の修復

水俣病に関する偏見・差別の解消を図り、地域社会の絆を修復するため、地域の融和（もやい直し）についての所要の施策を、平成24年度においても引き続き進めていきます。

4 国際協力

メチル水銀に関する海外の研究者や環境・公害行政の担当者等の受け入れを積極的に行い、国内の研究者や行政担当者との交流を進めるとともに、国内でのメチル水銀に関する研究成果や水俣病の教訓などを、国内外に広く発信する事業を、平成24年度においても引き続き進めていきます。

加えて、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、国際的な水銀汚染の防止のための条約づくりに積極的に参加し、平成25年後半に我が国で開催予定の外交会議における「水俣条約」の制定と、国際的な水銀対策の推進に貢献していきます。

5 チッソ株式会社による取組

チッソ株式会社は、国、関係地方公共団体などが協力して推進する胎児性患者や小児性患者の方々への福祉の充実に協力し、今後御家族、御本人の高齢化が進んだ場合も、将来とも御家族が地域で安心して生活できるよう、明水園の整備や状況に合わせた必要な支援に取り組めます。

また、市民・行政・専門家を交えた地域活性化の議論に参加するとともに、環境に配慮した事業などにより、地域経済の発展や雇用の創出に寄与する取組を推進します。

以上

石綿健康被害救済制度に係る検討状況について

1. 石綿健康被害救済法に基づく認定の状況について（平成24年2月29日現在）

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定件数（累計）：7,460件

うち、中皮腫 6,450件、肺がん 939件、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 37件、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 34件

2. 石綿健康被害救済制度に係る検討について

石綿健康被害救済制度の在り方について、平成21年10月26日付で環境大臣より中央環境審議会へ諮問を行い、平成22年5月6日に中央環境審議会の答申を受け、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が指定疾病として追加され、平成22年7月1日より施行された。

また、平成23年6月20日に環境大臣に対し中央環境審議会から第二次答申があり、「現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面は現行の基本的な考え方を維持していくこととするほかない」とされたところ。

なお、平成23年8月30日に議員立法による改正石綿救済法が施行され、特別遺族弔慰金等の請求期限が10年延長された。

（諮問事項）

石綿健康被害救済制度の在り方について

1. 石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について（平成22年5月6日答申）
2. 今後の石綿健康被害救済制度の在り方について（平成23年6月20日答申）

化学物質対策について

1. 改正化学物質審査規制法に基づく対応について

(1) 改正化学物質審査規制法に基づくリスク評価

- 改正化学物質審査規制法が平成23年4月に全面施行されたことを受け、すべての化学物質から優先評価物質をしぼり込むスクリーニング評価や、優先評価化学物質について第二種特定化学物質に指定することなどの措置を講じる必要があるか判断するためのリスク評価を行うこととなった。
- 平成23年1月にスクリーニング評価手法についてとりまとめ、平成24年1月に優先評価化学物質のリスク評価手法について取りまとめた。
- スクリーニング評価の結果、平成23年4月に88物質を優先評価化学物質に指定し、平成24年3月に8物質を追加指定したところ。
- 今後も引き続き、スクリーニング評価を実施するとともに、優先評価化学物質についてリスク評価を実施。

(2) 既存化学物質を含む「一般化学物質」の届出

- 包括的な化学物質対策の一環として、本法制定以前から存在していた既存化学物質を含む「一般化学物質」等について、一定数量以上の製造・輸入を行った事業者へ届出義務が課されている。
- 法改正後、最初の届出は平成23年6月末までになされており、現在、経済産業省において情報整理等が行われているところ。整理が終わり次第、公表することとされている。

(3) 国際条約との整合性

- POPs条約によって新たに製造及び使用を禁止される化学物質の中には、例外的に一定の用途での使用が認められるものがある。このため、本法においても他に代替がなく、人健康等にかかる被害を生ずるおそれのない用途に限り、厳格な管理の下で、当該化学物質が使用できることが措置された。
- 具体的には、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）等について、限定的使用を認めるとともに、取扱上の技術基準を定めた。並行し、PFOSを含有する消火器/設備等を有する事業者等に対し、適切な取扱いを行うよう、パンフレット等を用いて広報を行っているところ。

2. 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について

環境中の化学物質等が子どもの健康に与える影響を明らかにするため、平成22年度より、大規模な出生コホート調査「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を開始した。

本調査では、10万組の親子の協力を得て、母体血、臍帯血、母乳等に含まれる化学物質を測定するとともに、その子どもの健康状態を13歳になるまで質問票等により追跡調査する。調査で得られた生体試料は長期的に保存し、将来的な調査研究にも備える。

本調査は、環境省の企画立案の下に、国立環境研究所がコアセンターとして実施機関となり、国立成育医療研究センターがメディカルサポートセンターとして医学的支援を行いつつ、全国15地域の大学等によるユニットセンターと協力して実施している。平成24年3月31日現在、約3万人の妊婦が参加登録されている。

10万組の規模を目指した同様の疫学調査が米国でも実施されており、これら諸外国の調査や国際機関等とも連携していくこととしている。

福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射線の健康影響への不安が広がっていることを踏まえ、平成24年度より、福島県における本調査の対象地域を全県に広げ、放射線の健康影響が生じることがないかどうか見守っていくべく、準備を進めている。

(2) 施策の効果

本事業を実施することで、以下の直接及び波及効果が期待される。

- ①子どもの健康に影響を与える環境要因の解明
- ②子どもの脆弱性を考慮したリスク管理体制の構築
- ③安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献
- ④ライフサイエンス分野における国際競争力の確保

3. 水銀に関する条約の制定に向けた対応について

(1) 条約交渉の背景と経緯

- 平成13年、国連環境計画 (UNEP) が、地球規模での水銀汚染に関する検討を開始。
- 平成21年2月、UNEP 第25回管理理事会は、水銀に関する法的拘束力のある文書 (条約) を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会 (INC) を設置し、2013年 (平成25年) までの取りまとめを目指して交渉することに合意。取りまとめまでに計5回のINCを開催。
- 平成22年5月、鳩山総理 (当時) が、水俣病犠牲者慰霊式において、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、本条約の制定に積極的に貢献し、条約の採択・署名のために開催される外交会議を我が国に招致することにより、「水俣条約」と名付けたい旨を表明。
- 平成22年6月、政府間交渉委員会第1回会合 (INC1) がストックホルムで開催され、交渉開始。平成23年1月に、千葉で開催されたINC2の際に、外交会議の我が国開催が決定。INC3は昨年10月～11月にナイロビで開催。

(2) 交渉内容

- ・水銀供給の削減と環境上適正な保管能力の強化
- ・製品及び工程中の水銀需要の削減
- ・水銀の国際貿易、大気放出の削減
- ・水銀含有廃棄物及び汚染サイト回復に関する取組
- ・途上国への技術・資金支援、意識啓発 等

(3) 今後の対応について

- INC4 は本年6月27日から7月2日にプンタ・デル・エステ（ウルグアイ）で開催。また、INC5 は来年1月にジュネーブで開催され、条約の案文が取りまとめられる予定。条約の採択・署名のための外交会議は、来年後半に我が国で開催予定。
- 我が国は、水俣病経験国として、「水俣条約」の制定に向けて、国際交渉に積極的に参加するとともに、国際的な水銀対策の推進に貢献していく。
- 今後は、国際交渉の進展を踏まえつつ、国内対応の検討を本格化。

